



宮崎労働局発表
令和3年4月30日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部職業対策課
(担 当)

職業安定部長 小川 和人

職業対策課長 田之上 睦子

(電 話) 0985-38-8824

宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について
～延べ約1万6千件の支給決定を行い、
雇用の維持を支援した労働者数が21万人（延べ）を超えました～

宮崎労働局（局長 田中 大介）は、このほど新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の支給決定状況を、以下のとおり取りまとめたのでご報告します。

雇用調整助成金は、雇用維持に取り組む県内の非常に多くの事業者にご活用いただいているところであり、宮崎労働局においては、引き続き2週間以内の迅速な支給決定を目指して取り組みます。

【雇用調整助成金の支給申請件数及び支給決定件数】（4月22日現在速報値）

○支給申請件数（①）：16,760件

○支給決定件数（②）：16,300件 ○支給決定率（②／①）：97.3%

○休業対象労働者数（延べ人数）：212,558人

【令和3年4月5日～9日に受理（320件）した申請の処理状況】

○支給決定を行ったものの平均処理日数：12.5日（4月22日現在速報値）

※平均処理日数は、土日・祝日を含めた日数。

【雇用調整助成金の申請状況と雇用保険被保険者数の分析】

① 雇用調整助成金の申請状況（令和2年4月～令和3年3月）

○ 雇用調整助成金の申請は、感染拡大緊急警報（7月・8月）等の影響を受けて9月に申請件数のピークに達し、その後の経済情勢について一部「緩やかに持ち直し」の報告もみられる中で申請件数が減少傾向となっていたが、年末年始の感染拡大に伴い令和3年1月以降に再び申請が増加傾向が続いている。

（令和3年4月22日現在速報値）単位：件

| 令和2年 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和3年 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------|----------------|------------------|------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1,850 (35.6) | 2,025 (9.5) | 1,506 (▲25.6) | 1,089 (▲27.7) | 1,094 (0.5) | 1,259 (15.1) | 1,590 (26.3) | 2,060 (29.6) |

※ 括弧内は、前月比増減率（%）



② 宮崎県の雇用保険被保険者数（各月末）の推移（単位：人）

○ 雇用保険被保険者数は、ほぼ一貫して昨年度から引き続き 30 万人を維持している。

| | | | | | |
|----------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 令和元年度月平均 | 令和2年4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
| 301,649 | 298,434 (▲0.1) | 301,565 (0.1) | 302,854 (0.2) | 302,802 (0.2) | 302,470 (0.1) |

| | | | | | |
|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和3年1月 | 2月 |
| 302,390 (0.2) | 301,987 (0.0) | 302,143 (0.1) | 302,727 (0.0) | 301,721 (0.0) | 302,018 (0.1) |

| | |
|------------------|------------------|
| 3月 | 令和2年度月平均 |
| 302,155 (0.2) | 301,939 (0.1) |

※1 括弧内は、各月にあつては前年同月比増減率（%）、令和2年度月平均（令和2年4月～令和3年3月まで）にあつては令和元年度月平均比増減率（%）。

※2 雇用保険は、非正規労働者を含めて31日以上雇用見込みがあり、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合に加入する必要があります。

※ 雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）が国によって助成される制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響への緊急対応期間として、令和2年4月1日から令和3年4月末までの間、特例措置として大幅に助成率及び上限額の引上げを行うとともに、受給手続を簡素化しています。